

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託者北本市（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）との間で、次の条項に基づいて業務委託契約を締結する。

（委託内容）

第1条 契約する委託業務の名称、仕様、契約金額、委託期間及び契約保証金は次のとおりとする。

(1) 委託業務名称 議会会議録検索システム稼動及び会議録作成業務委託

(2) 仕 様 別添仕様書のとおり

(3) 契 約 金 額

ア 本会議録作成業務 1 ページ当たり 円

イ 会議録検索システム稼動業務（データ作成含む）  
1 ヶ月当たり 円

ウ 会議録検索システム過去データ移行業務  
1 式 円

（※委託期間の60か月で均等分割し、毎月支払うものとする）

エ 会議録及び議決書上製本業務 1 冊当たり 円  
（上記金額は消費税及び地方消費税10%を含む）

(4) 委 託 期 間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで

(5) 契 約 保 証 金 免除（北本市契約規則第25条第3号の規定による）

2 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書等に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

3 この契約に定める指示、請求、通知、報告、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

（権利又は義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約に係る権利、または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。

（権利の帰属）

第4条 業務に関して、発注者の提供する情報をもとに作成される会議録のデータの所有権は、発注者が有するものとする。

(損害賠償等)

第5条 受注者はその責めに帰する理由により、委託業務の実施に関して、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 委託業務の実施に関して、受注者の従業員に損害が生じたときは、受注者がこれを賠償するものとし、発注者は損害賠償の責を負わない。

(調査等)

第6条 発注者は、業務の施行状況について随時に調査し、受注者に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め、受注者は必要な指示をすることができるものとする。

2 受注者は、発注者の求めに応じ必要な処置をとったときは、その結果について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(検収)

第7条 発注者は、業務が完了したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 受注者は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときには、仕様書及び発注者の指示に従い、受注者の責任においてこれを補正しなければならない。

(委託料の支払)

第8条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、委託料の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に支払わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第1条第1項第3号ウに定める「会議録検索システム過去データ移行業務」の委託料については、委託期間(60か月)で均等分割し、同号イに定める業務の委託料と併せて毎月支払うものとする。

(委託料の支払年度区分)

第9条 発注者が支払う各会計年度における業務委託料の限度額は次のとおりとする。

|            |            |    |
|------------|------------|----|
| (1) 令和9年度  | 円(うち消費税等の額 | 円) |
| (2) 令和10年度 | 円(うち消費税等の額 | 円) |
| (3) 令和11年度 | 円(うち消費税等の額 | 円) |
| (4) 令和12年度 | 円(うち消費税等の額 | 円) |
| (5) 令和13年度 | 円(うち消費税等の額 | 円) |
| (6) 令和14年度 | 円(うち消費税等の額 | 円) |

(契約の変更等)

第10条 発注者は、必要がある場合には、この契約の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。この場合において、委託料または委託期間を変更

する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除及び違約金)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。
- (4) 受注者が故意または重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、受注者は発注者に対し、契約金額の10分の2に相当する違約金を発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第12条 受注者は、原文資料の保管及び秘密の遺漏につき厳に責任を持つとともに、業務の履行に際して知り得た事実を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(個人情報の取り扱い)

第13条 受注者は、この契約により業務を処理するため、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。

(履行遅滞時の違約金等)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限までに本業務を完了することができない場合においては、発注者は、遅延違約金を受注者に対し請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。以下同じ。）とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に関し疑義が生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、発注者受注者協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県北本市本町1丁目111番地  
発注者 北本市  
北本市長 三宮 幸雄

受注者